

## 政令第二百二十七号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三条」を「第百四条」に改める。

第二条第一項中「掲げるもの」の下に「（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）」を加え、

同項第一号中「第二二〇八・二〇号の一」を「第二二〇八・二〇号」に改め、「物品」の下に「のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの」を加え、同項第二号及び第三号中「（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）」を削り、同項第四号中「第二二〇八・九〇号の一の（一）のA」を「第二二〇八・九〇号の一の（一）」に改め、「物品」の下に「のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの」を加え、同項第五号中「（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）」を削り、同条第二項第二号中「関税

暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一」を「定率法別表」に改め、同条第五項第二号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第四条の三中「を適用しない貨物」を削り、「関税暫定措置法」の下に「（昭和三十五年法律第三十六号）」を加える。

第十三条第一項及び第二項中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に改め、同項第二号中「その税関空港に入港する九十分前」を「直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時」に改め、同条第三項中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に改め、同項第一号中「及び」を「、荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに」に改め、「の番号」の下に「（当該貨物について運航者等（外国貿易機の運航者その他外国貿易機の運航を自ら行うものとして財務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）が交付する航空貨物輸送証の番号をいい、当該貨物について運航者等の行う運送を利用する貨物の運送を業として行う者であつて当該運航者等と当該貨物の運送契約を締結するものが交付する航空貨物輸送証がある場合には、当該航空貨物輸送証の番号を含む。）その他財務省令で定める事項」を加え、同条第四項中「第十五条第十二項」を「第十五条第十一項」に改め、同条第五項中「第十五条

第十三項」を「第十五条第十二項」に改め、同条第六項中「第十五条第十四項前段」を「第十五条第十三項」に改め、同項各号中「第十五条第十三項」を「第十五条第十二項」に改める。

第十三条の二第一項第一号及び第二項中「、第七項、第八項又は第十項」を「又は第七項から第九項まで」に改める。

第十四条第三項中「入港の九十分前」を「直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時」に改め、同項ただし書中「直前の出発空港とその航空機が入港しようとする税関空港との距離」を「航空運送事業者の別」に改め、同条第九項中「第十五条の三第五項前段」を「第十五条の三第五項」に改める。

第十六条第三項中「提示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

4 法第十七条第三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

一 予約者に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発

行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四 予約者が外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

5 法第十七条第四項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十七条第三項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十七条第三項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（特殊船舶等の出港届の記載事項等）

第十六条の二 法第十七条の二第一項前段（特殊船舶等の出港手続）に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

一 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

2 法第十七条の二第一項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るも

のに限る。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

3 法第十七条の二第二項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項(これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。)とする。

一 予約者に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、

当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する特殊航空機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四 予約者が特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

4 法第十七条の二第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十七条の二第二項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十七条の二第二項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

第十八条第一項第六号口中「及び」を「、荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに」に改め、「の番号」の下に「（当該貨物について運航者等（外国貿易機の運航者その他外国貿易機の運航を自ら行うものとして財務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）が交付する航空貨物輸送

証の番号をいい、当該貨物について運航者等の行う運送を利用してする貨物の運送を業として行う者であつて当該運航者等と当該貨物の運送契約を締結するものが交付する航空貨物輸送証がある場合には、当該航空貨物輸送証の番号を含む。）その他財務省令で定める事項」を加え、同条第四項中「第二十条第四項前段」を「第二十条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申請書（同項第三号及び第四号に掲げる事項に限る。）の提出は、電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申請書の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十八条の二の見出し中「入港手続」を「入出港手続」に改め、同条第三項中「入港の九十分前」を「直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時」に改め、同項ただし書中「直前の出発空港とその航空機が入港しようとする不開港との距離」を「航空運送事業者の別」に改め、同条第九項中「第二十条



の二第五項前段」を「第二十条の二第六項」に改め、同項各号中「第二十条の二第四項」を「第二十条の二第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二十条の二第四項」を「第二十条の二第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 法第二十条の二第四項前段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

一 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

9 法第二十条の二第四項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るも

のに限る。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最

#### 終目的地

二 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

第二十三条第一項中「第二十五条」を「第二十五条各項」に改める。

第二十五条第一号中「第二項（臨検、搜索又は差押）」を「第三項（臨検、搜索又は差押え等）」に、「郵便物等の差押」を「通信事務を取り扱う者に対する差押え」に、「第二百二十三条」を「第二百二十四条」に、「差押」の「を（差押え）」に、「差し押えられた」を「差し押さえられた」に改める。

第四十四条の二第二項中「準用」の規定を「準用）」に改め、同項の表第四十八条の二第四項の項中「同項」を「同条第一項」に改める。

第五十一条第一項中「第六十二条の規定」を「第六十二条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）」に改め、同条第二項中「の規定において」を「において」に改め、「及び第五項」を削り、「」

第六十二条」の下に「(保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用)」を加え、「項中「に係る」を「項中「の」に、「に係る保税工場」と、「第五十条第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」を「の保税工場」と、「第五十条第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」と、同表第四十八条の二第五項の項中「第五十一条各号」とあるのは「第六十二条において準用する第五十一条各号」に、「法第五十条第一項の」を「承認取得者(法第五十条第一項に規定する承認取得者をいう。次項において同じ。)」とあるのは「法第六十一条の五第一項の承認を受けた者」と、「法第五十条第一項の」に、「に係る保税蔵置場」とあるのは「に係る保税工場」を、「承認取得者又は保税蔵置場」とあるのは「法第六十条の五第一項の承認を受けた者又は保税工場」と、「承認取得者の名称」とあるのは「同項の承認を受けた者の名称」と、「により当該」とあるのは「により当該保税蔵置場」と、「承認取得者の」と、「とあるのは「承認を受けた者の保税工場」と、「と、「当該」とあるのは「当該保税蔵置場」と、「第一号の承認取得者の」とあるのは「第一号の承認を受けた者の保税工場」に改める。

第五十五条の三中「(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号(定義)に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)」を削る。

第六十二条の三十三の見出しを削る。

第六十四条の二第一号中「保税展示場」を「保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用」に、「総合保税地域」を「保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用」に、「領置物件又は差押物件の返還等」を「領置物件等の還付等」に改め、同条第二号中「（領置物件又は差押物件の返還）」を削り、同条第四号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条（通告処分）」を「国税通則法第五十七条第一項（間接国税に関する犯則事件についての通告処分等）」に改める。

第六十五条の見出しを削る。

第八十二条の見出しを削る。

第九十五条を次のように改める。

（領置物件等の封印等）

第九十五条 税関職員は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押え（法第二百一十一条第一項（臨検、捜索又は差押え等）に規定する記録命令付差押えをいう。以下同じ。）をしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならぬ。

い。

第九十七条を削る。

第九十六条の見出しを「(領置目録等の記載事項)」に改め、同条中「領置目録又は差押目録」を「領置目録等の作成等」に、「又は差押目録には」を「差押目録又は記録命令付差押目録には」に、「又は差押を」を「差押え又は記録命令付差押えを」に改め、「所持者の」の下に「氏名及び」を加え、「及び氏名」を削り、同条を第九十七条とする。

第九十五条の次に次の一条を加える。

(臨検等に係る許可状請求書の記載事項)

第九十六条 法第二百一十一条第四項(臨検、搜索又は差押え等)に規定する許可状(以下この条において

「許可状」という。)の請求は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)
- 二 罪名及び犯則事実の要旨
- 三 臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記

録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者

#### 四 請求者の官職氏名

五 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

六 法第二百一十一条第二項の場合においては、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

七 日没から日出までの間に臨検、搜索、差し押え又は記録命令付差し押えをする必要があるときは、その旨及び事由

2 参考人の身体、物件又は住居その他の場所の搜索のための許可状を請求する場合には、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

3 郵便物、信書便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項（定義）に規定する信書便物をいう。）又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発したものを除く。）の差押えのための許可状を請求する場合には、その物件が犯則事件に関係があると認

めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

第九十八条の見出しを「(領置物件等の処置)」に改め、同条中「差押物件を」を「差押物件(次項及び第百三条において「領置物件等」という。)を」に改め、「(領置物件又は差押物件の処置)」を削り、「随意契約による売却」を「公売又は売却等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

税関職員は、法第百三十三条第一項(領置物件等の処置)の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件をその所有者その他税関職員が適当と認める者に保管させたときは、その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えの際における当該物件の所持者に通知しなければならない。

第九十八条に次の一項を加える。

3 税関長は、法第百三十三条第二項の規定により代金を保管し、又は同条第三項において準用する法第百八十四条第五項の規定により廃棄したときは、当該保管又は廃棄に係る領置物件等の知れている所有者、所持者その他の利害関係者にその旨を通知するものとし、その廃棄をした場合において、これらの者が知れていないときは、第七十九条の規定に準じ公告しなければならない。

第九十九条及び第一百条を次のように改める。

(還付の公告)

第九十九条 法第三十四条第二項(領置物件等の還付等)の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一 法第三百三十四条第二項に規定する領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件(以下この条において「還付物件」という。)を還付することができない旨

二 還付物件の品名及び数量

三 領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所

四 還付物件の所持者の氏名及び住所又は居所

五 公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、還付物件は、国庫に帰属する旨

(鑑定に係る許可状請求書の記載事項)

第一百条 法第三百三十六条第四項(鑑定等の嘱託)に規定する許可状(第六号において「許可状」という。)

の請求は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。



一 犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）

二 罪名及び犯則事実の要旨

三 破壊すべき物件

四 鑑定人の氏名及び職業

五 請求者の官職氏名

六 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

第百二条を削る。

第百三条の見出しを「（書類の作成要領）」に改め、同条第一項中「ついでに」を「関する」に、「第二項（臨検、搜索又は差押え）」を「第三項（臨検、搜索又は差押え等）」に、「郵便物等の」を「通信事務を取り扱う者に対する」に、「第百三十二条の二第四項（鑑定）」を「第百三十六條第四項（鑑定等）」に改め、同条第二項中「ついでに」を「関する」に改め、同条を第百四条とする。

第百一条の見出しを「（通告の方法等）」に改め、同条第一項中「第百三十八條第一項（税関長の通告処分）」を「第百四十六條第一項（税関長の通告処分等）」に改め、「による通告」の下に「（以下この項及

び次項において「通告」という。」を加え、「（平成十四年法律第九十九号）」を削り、「の提供する」を「による」に、「通告書」を「法第四百四十六条第一項に規定する書面」に、「、しなければならぬ」を「行う」に改め、同条第二項中「通告書」を「書面」に、「第三百三十八条第一項」を「第四百四十六条第一項」に、「事項の外」を「理由及び納付すべき旨のほか」に改め、「者の」の下に「氏名（法人については、名称）及び」を加え、「及び氏名又は名称」を削り、同条に次の二項を加える。

3 法第四百四十六条第一項及び前二項の規定は、同条第三項の規定による更正を行う場合について準用する。この場合において、前項中「場所」とあるのは、「場所並びに同条第三項の規定による更正の内容及び理由」と読み替えるものとする。

4 法第四百四十六条第一項に規定する没収に該当する物件が、税関職員又は税関職員が適当と認めて保管させた者の保管しているものである場合においては、同項の規定による納付は、当該物件を納付する旨の申出書の提出をもつて足りる。

第四百一条を第四百二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（犯則の心証を得ない場合の保管した金銭の還付）

第百三条 税関長は、法第百四十九条（犯則の心証を得ない場合の通知等）の規定により犯則の心証を得ない旨を犯則嫌疑者に通知する場合において、法第百三十三条第二項（領置物件等の処置）の規定により保管した金銭があるときは、これを領置又は差押えの際における領置物件等の所持者に還付しなければならない。

第百条の次に次の一条を加える。

（調書の記載事項）

第百一条 法第百四十一条各項（調書の作成）に規定する調書には、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの事実、日時及び場所並びに質問の調書にあつては答弁の要領及び同条第一項の申立てに係る陳述を記載しなければならない。

別表第一中「三三 重二尾 鷺」を削る。

別表第二中「沖 縄二那 覇」を「沖 縄二那 覇」に改める。

別表第三三重の項を削る。

(関税定率法施行令の一部改正)

第二条 関税定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十四条」を「第七十七条」に改める。

第一条の二第二号ただし書中「次号、第四条、第五条の二第一項第二号、第十三条の三及び第五十七条第十二号において」を「次章を除き、以下」に改める。

第五条の四の見出しを削り、同条中「主要食糧」を「生活関連物資」に改め、「の規定の豚肉についての準用」を削る。

第五十三条第一項中「に係るもどし税」を「の減税、免税又は戻し税等」に改め、同項第三号中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条第二項中「保税作業」の下に「(関税法第五十六条第一項(保税工場)の許可)に規定する保税作業をいう。第五十四条の二第一項及び第七十三条において同じ。」を加える。

第五十六条第一項中「次条」を「次条第一項」に改める。

第五十六条の二に次の一項を加える。

2 特定輸出者(関税法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)に規定する特定輸出者をいう)。

）、特定委託輸出者（同項第二号に規定する特定委託輸出者をいう。）又は特定製造貨物輸出者（同法第六十七条の十三第二項（製造者の認定）に規定する特定製造貨物輸出者をいう。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する申請書に同項に規定する貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して、これを当該貨物の輸出申告をする税関長に提出することができる。

第五十六条の三及び第五十六条の四中「次条」を「次条第一項」に改める。

第五十七条第十二号を同条第十三号とし、同条第十号中「第七十四条」を「第七十七条」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 法の別表第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)及び第二七一〇・二〇号の一の(四)のAの(b)に掲げる

#### 重油及び粗油

第五十八条第一項中「第二十条の二第一項」の下に「（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 当該貨物の用途及び使用場所（前条第九号に掲げるものに係る場合にあつては、その用途及び使用

予定計画)

第五十八条第一項第三号中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の書面を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める証明書を当該書面に添付しなければならない。

一 当該貨物が前条第七号に掲げる飼料用に供する種類の調製品であるとき その旨を記載した農林水産大臣の証明書

二 当該貨物が前条第九号に掲げる重油及び粗油であるとき その旨を記載した農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書

第五十八条第三項中「使用する者」の下に「(前条第九号に掲げる貨物にあつては、当該貨物を販売する者)」を加える。

第五十九条中「について、法第二十条の二第一項」を「(同条第九号に掲げるものを除く。)について、法第二十条の二第一項(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)」に改め、同条ただし書中「第十一号及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改め、同条第二号中「その輸入」を「当該貨物の輸入」

に改め、同条第五号中「第十号」を「第十一号」に、「同条第十一号」を「同条第十二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第九号に掲げる貨物の輸入者その他の販売者及び税関長が指定する使用者（次条第二項において「輸入者等」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 当該貨物の販売者 受け入れた当該貨物の受入年月日及び受入先（輸入者にあつては、輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。））並びにその置かれている場所並びに販売した当該貨物の販売年月日、販売先及びその業種並びにこれらの貨物の性状、数量及び価格

二 税関長が指定する使用者 受け入れた当該貨物の受入年月日、受入先、性状、数量、価格及びその置かれている場所

第六十条の見出しを「（使用状況の報告等）」に改め、同条中「第二十条の二第一項」の下に「（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）」を、「受けた貨物」の下に「（第五十七条第九号に掲げるものを

除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 税関長は、必要があると認めるときは、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第九号に掲げる貨物の輸入者等に対し、当該貨物についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。

第六十一条中「第十一条の二まで」の下に「（第十一条第一項ただし書を除く。）」を加え、「に規定する」を「の」に改め、「受けた貨物」の下に「（第五十七条第九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十一条第一項本文中「同項」とあるのは「法第二十条の二第二項」と、第十一条の二中「同項に」とあるのは「法第二十条の二第二項に」と、「同項の規定により税関長の承認を受けている他の製造工場において同項各号に掲げる」とあるのは「当該軽減税率の適用を受けた」と、同条第五号中「譲渡しようとする先の製造工場」とあるのは「当該用途に供しようとする場所」と読み替えるものとする。

第六十一条に次の一項を加える。



2 第十条及び第十一条（第一項ただし書を除く。）の規定は、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた第五十七条第九号に掲げる貨物について準用する。この場合において、第十一条第一項本文中「同項」とあるのは、「法第二十条の二第二項」と読み替えるものとする。

第六十一条の二の見出しを削り、同条第一項中「貨物の転用」を「物品の転用」に改め、「以下」の下に「この条において」を加える。

第六十五条を次のように改める。

（児童福祉施設等の指定）

第六十五条 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）とする。

2 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法第十二条の四の規定に基づき都道府県が児童相談所に設置する児童一時保護施設

二 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項及び第三項（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）の規定による認定を受けた施設

三 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する事業を目的とするものであつて子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている施設

四 子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号（特例地域型保育給付費の支給）に規定する特例保育を行うため市町村長が設置する施設

第七十一条を削り、第七十条を第七十一条とし、第六十九条の二を第七十条とする。

第七十二条中「、(b)及び(c)」を「から(c)まで」に改め、「第十七条」の下に「（日本工業規格）」を加え、「以下」を「第七十五条から第七十七条までにおいて」に改める。

第七十四条を第七十七条とし、第七十三条の二を第七十六条とし、第七十三条を第七十五条とし、第七

十二条の次に次の二条を加える。

(石油製品の混合)

第七十三条 法の別表第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)に規定する政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得た重油及び粗油は、保税作業により、本邦に到着した同表第二七一〇・一二号の一の(三)、第二七一〇・一九号の一の(二)及び第二七一〇・二〇号の一の(三)に掲げる軽油に該当する石油製品に、当該石油製品に対する重量割合が十パーセントを超えない数量の関税納付済みの石油製品を混合して得たものとする。

(試験方法の指定)

第七十四条 法の別表第三三〇一・二五号の一の(一)に規定する政令で定める試験方法は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)第四十一条第一項(日本薬局方等)に規定する日本薬局方に定めるはつか油の定量法とする。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第三条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一章中第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の三を第四条とする。

第十四条第一項中「として、同法」を「として、関税法」に改め、「この条、次条、第十八条及び第十九条において」を削り、「同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項」を「同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項」に、「この項に」を「この項及び第四項に」に改め、同項ただし書中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第二項中「同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項」を「同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項」に改め、同項ただし書中「第九条第一項」の下に「（輸入割当て）」を加え、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定は、法第七条の三第七項の規定により同条第六項において準用する同条第四項に規定する輸入数量を算出する場合について準用する。この場合において、前項中「法の別表第一の六」とあるのは「同条第一項ただし書に規定する飼料用表を含む法の別表第一の六の項」と、「同項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日か

ら一年を経過した日（以下この項において「一年経過日」という。）の属する月における法第七条の三第一項ただし書に規定する飼料用表であつてオーストラリアを原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から一年経過日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とし、同月における同項ただし書に規定する法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量は、一年経過日から同月末日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十九条第一項中「同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項」を「同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項」に、「輸入数量を」を「輸入数量」に改め、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量に」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量に」とを削る。

第二十条第一項第一号中「関税率表」を「関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）」に改め、同条第七項及び第八項を削る。

第二十一条ただし書中「法第八条第一項」を「同項」に改め、「この条、第二十三条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十二条第一項第十七号において」を削る。

第二十五条第二項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「第七四号」を「第七二号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第五号を同項第二号とし、同項第六号中「第七四号」を「第七二号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 別表第一の第六七号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五・〇五項に掲げる物品であつて、平成三十二年三月三十一日までに輸入されるもの（第六号に掲げるものを除く。）

五 別表第一の第七二号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成三十二年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第〇七〇六・九〇号に掲げる物品のうちごぼう、関税率表第〇七〇九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ、関税率表第〇七一二・九〇号の二に掲げる物品のうちたけのこ、関税率表第〇九一〇・一一号の二の(二)のBに掲げる物品、関税率表第一二一二・九九号の二に掲げる物品（あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁以外のものに限る。）、関税率表第一六〇四・一五号、第一六〇四・一七号又は第一六〇四・一八号に掲げる物品、関税率表第一六〇四・一九号に掲げる物品（節類以外のものに限る。）、関税率表第一六〇四・三二号に掲げる物品（イク

ラ以外のものに限る。）、関税率表第一六〇五・一〇号の二に掲げる物品（米を含むもの以外のものに限る。）、関税率表第一六〇五・五五号の二又は第一六〇五・五六号の二に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。）、関税率表第一六〇五・五九号の一の(二)に掲げる物品、関税率表第二〇〇一・九〇号の二の(五)に掲げる物品のうちしよすが及び関税率表第二二〇六・〇〇号の二の(二)のBの(b)に掲げる物品（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二十三条第二項第三号イに規定するもの以外のものに限る。）

ロ 関税率表第二七・〇一項、第二七・〇四項、第二八・〇九項、第二八・二五項、第二八・二七項、第二八・三四項、第二八・三五項、第二八・三九項、第二八・四九項、第二九・二三項、第二九・三八項、第三六・〇四項、第三八・〇一項、第三八・〇二項、第三八・〇六項、第三八・一四項、第三八・一六項、第三九・二三項、第三九・二四項、第三九・二六項、第四〇・一〇項、第四四・一二項、第四四・一九項から第四四・二一項まで、第四六・〇一項、第四六・〇二項、第五一・〇七項、第五三・〇六項、第五六・〇七項、第五六・〇九項、第五七・〇二項、第五七・〇三項、第五七・〇五項、第五八・〇六項、第五九・〇三項、第六二・一三項、第六二・一五項から第六二

・一七項まで、第六三・〇一項から第六三・〇七項まで、第六五・〇五項、第六五・〇六項、第六六・〇一項、第六七・〇二項、第六九・〇二項、第六九・〇七項、第六九・一一項、第六九・一二項、第七四・〇六項、第七四・一一項、第七六・〇七項、第七六・一〇項、第七九・〇七項、第八一・〇四項、第八一・一一項、第八二・一一項、第八二・一三項、第八三・〇一項、第八三・〇二項、第八三・〇四項、第八三・〇六項、第八五・四五項、第九〇・〇三項、第九四・〇四項、九五・〇五項、九五・〇七項、第九六・〇三項、第九六・〇八項、第九六・一五項又は第九六・一七項に掲げる物品（法第八条の二第一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受けるものに限る）、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。）

第二十五条第二項第七号中「、第四号」を削り、「第一二六号、第一二二号、第七六号、第六九号」を「第一二三号、第一一九号、第六七号」に、「第一〇一号、第一〇七号」を「第九八号、第一〇四号」に、「第一一二号又は第一三三号」を「第一〇九号又は第一三〇号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同条第三項を次のように改める。

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、



第一九号、第二〇号、第二八号から第三一号まで、第三三号、第四一号、第四四号、第四六号から第四九号まで、第五四号、第五九号、第六〇号、第六五号、第六六号、第六九号から第七一号まで、第七四号、第七五号、第八六号から第八八号まで、第九一号、第九五号、第九六号、第九九号、第一〇一号、第一〇二号、第一〇五号、第一一六号から第一一八号まで、第一二二号、第一二五号、第一二六号、第一三五号及び第一三七号から第一三九号までに掲げる国とする。

第三十二条第一項第一号中「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」を「幼稚園、小学校」に改め、「義務教育学校の後期課程及び」を削り、「、夜間」を「、義務教育学校、夜間」に、「特別支援学校若しくは幼稚園の児童、」を「若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは」に改め、「若しくは幼児」を削り、「第六十五条（児童福祉施設）」を「第六十五条第一項（児童福祉施設等）」に改め、「規定する児童福祉施設」の下に「若しくは同条第二項に規定する施設」を加え、同項第二号中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項第十六号を削り、同項第十七号を同項第十六号とする。

第三十三条第一項第二号及び第三号中「、第七号及び第十六号」を「及び第七号」に改め、同条第二項中「掲げる証明書」を「定める証明書」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条

第三項中「、当該物品が同項第十六号に掲げる物品であるときは「物品を販売する者」と」を削り、同条第四項中「同項第十号から第十五号まで若しくは第十七号」を「同項第十号から第十六号まで」に、「第十号から第十五号まで若しくは第十七号」を「若しくは第十号から第十六号まで」に改め、同条第五項中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「特別支援学校若しくは幼稚園又は」を「若しくは特別支援学校、」に、「第六十五条（児童福祉施設）」を「第六十五条第一項（児童福祉施設等）」に改め、「児童福祉施設若しくは」の下に「同条第二項に規定する施設又は」を加え、同条第七項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同条第十四項及び第十五項を削り、同条第十六項を同条第十四項とし、同条第十七項を同条第十五項とする。

第四十五条第一項中「第六十五条（児童福祉施設）」を「第六十五条第一項（児童福祉施設等）」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)及び法の別表第一の三第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める施設は、関税率法施行令第六十五条第二項に規定する施設とする。

別表第一中第一七号を削り、第一八号を第一七号とし、第一九号から第六二号までを一号ずつ繰り上げ

、第六三号を削り、第六四号を第六二号とし、第六五号から第七五号までを二号ずつ繰り上げ、第七六号を削り、第七七号を第七四号とし、第七八号から第一四三号までを三号ずつ繰り上げる。

別表第二第二号中「、第四二〇二・二二号、第四二〇二・二九号」を「から第四二〇二・二九号まで」に改め、同表第七号を削る。

（関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令の一部改正）

第四条 関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

別表中近東の項中「アフガニスタン」を削り、同表アフリカの項中「リベリア」を削る。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第五条 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第三百三十八条第一項」を「第四百四十六条第一項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第六条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の九第一項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第四条各号」を「第五条各号」に改め、同条第三項中「第五条」を「第六条」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第四十九条第一項中「第四条各号」を「第五条各号」に、「関税暫定措置法施行令第五条」を「同令第六条」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第七条 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇二・九一号の項、第

○四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に、「六二、六〇〇トン」を「五六、六〇〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二八年一月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から同年九月三日まで」に、「七〇、〇〇〇トン」を「五〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に、「四、一九二、五〇〇トン」を「四、一九一、九〇〇トン」に、「三〇八、〇〇〇トン」を「三三七、〇〇〇トン」に、「二〇九、五〇〇トン」を「一一〇、一〇〇

〇トン」に、「一二五、五〇〇トン」を「一一三、五〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二八年一〇月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二五七、〇〇〇トン」を「二八二、四〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に、「一六七、〇〇〇トン」を「一六六、〇〇〇トン」に改める。

別表第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二一二・九九号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に、「二〇、五〇〇トン」を「一八、〇〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に、「三七、七〇〇トン」を「三七、八〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に、「四〇、一〇〇トン」を「三九、九〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで」に改める。

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部改正)

第八条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の表脱脂粉乳の項中「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」を「幼稚園、小学校」に改め、「義務教育学校の後期課程及び」を削り、「夜間」を「義務教育学校、夜間」に、「特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児」を「若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒」に改め、「児童福祉施設」の下に「若しくは同条第二項に規定する施設」を加え、「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第九条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中「第二九号の三、第二九号の四」を「第二九号の五、第二九号の七」に、「から第三五号まで」を「第三一号、第三二号、第三三号、第三四号、第三五号」に改め、「第四三号」を削り、「第五四号の二」を「第五四号の七」に、「第五五号の三」を「第五五号の七」に改め、「第五



七号」の下に「第五七号の一〇」を加え、「第七三号」を「第七二号の四」に改める。

別表第一号の次に次の四号を加える。

一の一	関税法第七条の二第五項（申告の特例）の規定による申請書の提出
一の二	関税法第七条の九第二項（帳簿の備付け等）において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。）第六条第一項若しくは第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）（これらの規定を電子帳簿保存法第九条（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出及び書類の添付又は関税法第七条の九第二項において準用する電子帳簿保存法第七条第一項若しくは第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出
一の四	関税法第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）の規定によ

る届出

一の五

関税法第七条の十三（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は第四項（許可の承継）の規定による承認の申請

別表第四号中「第八項若しくは第十項」を「から第九項まで」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二

関税法第十五条の二第二項（積荷に関する事項の報告）の規定による報告（積荷に関する事項のうち郵便物に係るものに限る。）

別表第七号中「の提出又は」を「若しくは」に改め、「外国貿易機の」を削り、「限る。」の下に「又は同条第四項の規定による報告」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二

関税法第十七条の二第一項（特殊船舶等の出港手続）の規定による出港届若しくは書面の提出又は同条第三項の規定による報告

別表第八号中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め

、「届出」の下に「若しくは書面の提出」を加え、同表第一二号中「又は同条第五項」を、「同条第四項の規定による出港届若しくは書面の提出又は同条第六項」に改め、同表第一七号中「第二十五条」を「第二十五条各項」に改め、同表中第二九号の五を第二九号の八とし、第二九号の四を第二九号の七とし、第二九号の三を第二九号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

---

二一九の六 関税法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）の規定による承認の申請

---

別表中第二九号の二を第二九号の四とし、第二九号の次に次の二号を加える。

---

二一九の二 関税法第五十条第三項（保税蔵置場の許可の特例）の規定による申請書の提出

---

二一九の三 関税法第五十二条の二（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）の規定による届出

---

別表第三〇号の次に次の二号を加える。

---

三〇の二 関税法第六十一条の五第三項（保税工場の許可の特例）の規定による申請書の提出

---

三〇の三 関税法第六十二条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）において準用する同法第五十二条の二の規定による届出

---

別表第三一号の次に次の一号を加える。

---

三二の二 関税法第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）の規定による許可の申請

---

別表第三三号の次に次の一号を加える。

---

三三の二 関税法第六十二条の十一（販売用貨物等を入れることの届出）の規定による届出

---

別表第三四号中「許可の申請、」を「許可の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第五十  
九条第二項の規定による承認の申請、」に、「又は同法」を「同法」に改め、「提出」の下に「又は同  
法第六十二条の十五において準用する同法第六十二条の五の規定による許可の申請」を加え、同表第三六  
号の次に次の四号を加える。

---

三六の二 関税法第六十三条の三第一項（承認の手続等）の規定による申請書の提出

---

三六の三 関税法第六十三条の六（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）の  
規定による届出

---

三六の四 関税法第六十三条の八の二（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法  
第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認の申請

---

---

三六の五 関税法第六十三条の九第一項（郵便物の保税運送）の規定による届出（輸徴法施行令第十條第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

---

別表第四〇号の二中「又は同条第四項」を「同条第四項」に改め、「提出」の下に「又は同条第五項の規定による申請書の提出」を加え、同号の次に次の一号を加える。

---

四〇の三 関税法第六十七条の四第一項（輸出の許可の取消し）の規定による許可を取り消すべき旨の申請

---

別表第四一号の次に次の五号を加える。

---

四一の二 関税法第六十七条の八第二項（帳簿の備付け等）において準用する電子帳簿保存法第六條第一項若しくは第二項（これらの規定を電子帳簿保存法第九條において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出及び書類の添付又は関税法第六十七条の八第二項において準用する電子帳簿保存法第七條第一項若しくは第二項（これらの規定を電子帳簿保存法第九條において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出

---

四一の三 関税法第六十七条の九（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）の

---

四一の四	規定による届出 関税法第六十七条の十二（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認の申請
四一の五	関税法第六十七条の十五（認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出
四一の六	関税法第六十七条の十八（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認の申請

別表第四二号中「（関税法施行令第六十一条第一項第一号（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に規定する原産地証明書（以下「原産地証明書」という。）、同項第二号イ(1)に規定する締約国原産地証明書（以下「締約国原産地証明書」という。）、（同号イ(1)に規定する権限ある当局の認定を受けた者が証明した書類（以下「認定輸出者原産地証明書」という。）を除く。）及び同号ハに規定する締約国品目証明書を除く。）」を削り、同表第四三号を次のように改める。

四三 関税法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定に

よる証拠の提出、申立て又は書面の提出

別表第四三号の次に次の四号を加える。

四三の二 関税法第六十九条の十第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続きを取りやめることとの求め等）の規定による認定手続きを取りやめることとの求め

四三の三 関税法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て等）の規定による証拠の提出、申立て又は書面の提出

四三の四 関税法第六十九条の十六第六項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の規定による立会いの申請

四三の五 関税法第六十九条の二十第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続きを取りやめることとの求め等）の規定による認定手続きを取りやめることとの求め

別表第四六号の次に次の三号を加える。

四六の二 関税法第七十九条の三（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出

四六の三	関税法第七十九条の六（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認の申請
四六の四	関税法第九十四条第三項（帳簿の備付け等）において準用する電子帳簿保存法第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出及び書類の添付又は関税法第九十四条第三項において準用する電子帳簿保存法第七条第一項若しくは第二項（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出

別表第四九号の二中「第四条の五第五項」を「第四条の五第二項」に改め、「手続等」の下に「の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四九の三	関税法施行令第四条の十六第一項（修正申告の手続）の規定による書類の添付
四九の四	関税法施行令第四条の十七第二項（更正の請求の手続）の規定による書類の添付

別表中第五三号を第五二号の二とし、同号の次に次の二号を加える。



五二の三	関税法施行令第二十九条の三（税関職員の出向の申請）の規定による申請書の提出
五三	関税法施行令第三十五条第一項（保税蔵置場の許可の申請）の規定による申請書の提出 又は同条第二項の規定による書類の添付

別表第五三号の三中「（原産地証明書を除く。）」を削り、「同条第三項の規定による」の下に「同令第六十一条第一項第二号イ(1)（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に規定する」を加え、「認定輸出者原産地証明書に限る」を「以下「締約国原産地証明書」という」に、「同令第六十一条第一項第二号イ(2)」を「同号イ(2)」に、「又は」を「、同条第五項の規定による同号ハに規定する締約国品目証明書（以下「締約国品目証明書」という。）の提出又は」に改め、同表中第五四号の二を第五四号の七とし、第五四号の次に次の五号を加える。

五四の二	関税法施行令第三十九条の二第一項若しくは第二項（保税蔵置場の許可を承継すること の承認の手續）の規定による申請書の提出又は同条第三項の規定による書類の添付
五四の三	関税法施行令第四十一条第一項（外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出の手續）の規定による届出書の提出又は同条第二項の規定による書類の添付

五四の四	関税法施行令第四十二条第二項（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手續等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項の規定による届出
五四の五	関税法施行令第四十三条（承認取得者の承認の更新の手續）の規定による申請書の提出
五四の六	関税法施行令第四十四条の二第二項（技術的読替え等）において準用する同令第三十九条の二第二項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第四十四条の二第二項において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付

別表第五五号中「」において準用する」の下に「同令第三十五条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十五条第二項の規定による書類の添付、同令第五十条の二において準用する」を加え、「（原産地証明書を除く。）」及び「（認定輸出者原産地証明書に限る。）」を削り、「運送要件証明書の提出」の下に「、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第五項の規定による締約国品目証明書の提出」を加え、「証明又は」を「証明、」に改め、「届出」の下に「、同令第五十条の二において準用する同令第三十九条の二第二項若しくは第二項の規定による申請書の提

出又は同令第五十条の二において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付」を加え、同表中第五五号の三を第五五号の七とし、第五五号の二を第五五号の六とし、第五五号の次に次の四号を加える。

五五の二	関税法施行令第五十条の三第一項（保税作業を行おうとする場所に係る届出の手續）の規定による届出書の提出又は同条第二項の規定による書類の添付
五五の三	関税法施行令第五十条の四第二項（保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手續等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書添付又は同条第五項の規定による届出
五五の四	関税法施行令第五十条の五（承認取得者の承認の更新の手續）の規定による申請書の提出
五五の五	関税法施行令第五十一条第二項（技術的読替え等）において準用する同令第四十四条の二第二項において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十一条第二項において準用する同令第四十四条の二第二項におい

て準用する同令第三十九条の二第二項の規定による書類の添付

別表第五六号中「準用する」の下に「同令第三十五条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十一条の人において準用する同令第三十五条第二項の規定による書類の添付、同令第五十一条の人において準用する」を、「届出」の下に「同令第五十一条の人において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十一条の人において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付」を加え、同号を同表第五五号の八とし、同号の次に次の一号を加える。

五六

関税法施行令第五十一条の九第一項（総合保税地域の許可の申請）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による書類の添付

別表第五六号の二中「（原産地証明書を除く。）」及び「（認定輸出者原産地証明書に限る。）」を削り、「運送要件証明書の提出」の下に「同条第五項の規定による締約国品目証明書の提出」を加え、同表第五七号中「届出」の下に「同令第五十一条の十五において準用する同令第三十九条の二第二項の規定による申請書の提出、同令第五十一条の十五において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付」を加え、同表中第五七号の四を第五七号の九とし、同号の次に次の四号を加える。

五七の一	関税法施行令第六十二条の十八（輸入してはならない貨物に係る点検の機会の付与）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付
〇	
五七の一	関税法施行令第六十二条の二十四第一項（見本の検査をすることの承認の申請手続等）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付
一	
五七の一	関税法施行令第六十二条の二十七（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くこと求めの手續）の規定による書面の提出及び資料の添付
二	
五七の一	関税法施行令第六十九条第一項（認定通関業者の認定の申請の手續等）の規定による申請書の提出、同条第二項の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書書の添付又は同条第五項の規定による届出
三	

別表中第五七号の二を第五七号の六とし、同号の次に次の二号を加える。

五七の七	関税法施行令第六十二条の四（輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付
五七の八	関税法施行令第六十二条の十（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くこと求めの

（手続）の規定による書面の提出及び資料の添付

別表中第五七号の二を第五七号の三とし、同号の次に次の二号を加える。

五七の四

関税法施行令第五十九条の十第二項（特定輸出者の承認の申請の手続等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項の規定による届出

五七の五

関税法施行令第五十九条の十六第一項（認定製造者の認定の申請の手続等）の規定による申請書の提出、同条第二項の規定による規則の添付、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登記事項証明書の添付又は同条第六項の規定による届出

別表第五七号の次に次の一号を加える。

五七の二

関税法施行令第五十五条の五第二項（特定保税運送者の承認の申請の手続等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付、同条第四項の規定による書類の添付又は同条第六項の規定による届出

別表第五九号の二中「第十三条第五項」を「第十三条第四項」に改め、「免税」の下に「の規定による承認の申請、同条第五項」を加え、「同条第六項ただし書の規定による承認の申請又は同条第七項ただし書」を「又は同条第六項ただし書若しくは第七項ただし書」に改め、同表第六一号の二中「」において準用する」の下に「同法第十三条第四項の規定による承認の申請、同法第十九条第二項において準用する」を加え、同表中第六四号の六を第六四号の八とし、第六四号の五を第六四号の七とし、第六四号の四を第六四号の六とし、第六四号の三を第六四号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

---

六四の五 関税定率法施行令第十一条第一項（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手續）の規定による届出書の提出

---

別表第六四号の二の次に次の一号を加える。

---

六四の三 関税定率法施行令第六条の三第一項（製造工場の承認申請手續）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による図面の添付

---

別表第六五号の一四中「」において準用する」の下に「同令第六条の三第一項の規定による申請書の提出、同令第四十九条において準用する同令第六条の三第二項の規定による図面の添付、同令第四十九条に

において準用する」を、「書面の提出」の下に「、同令第四十九条において準用する同令第十一条第一項の規定による届出書の提出」を加え、同表第六六号中「第十六条の三第一項」の下に「（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付等）」を加え、同表中第七〇号の三を第七〇号の四とし、第七〇号の二の次に次の一号を加える。

---

七〇の三

関稅定率法施行令第六十条第二項（使用状況の報告等）の規定による報告書の提出

---

別表第七一号の二中「第九条の二第五項」を「第九条の二第四項」に改め、「適用」の下に「の規定による承認の申請、同条第五項」を加え、「、同条第六項ただし書の規定による承認の申請又は同条第七項ただし書」を「又は同条第六項ただし書若しくは第七項ただし書」に改め、同表第七二号の二の次に次の一号を加える。

---

七二の三

提出  
関稅暫定措置法施行令第二十七条第一項（原産地の証明）の規定による原産地証明書の提出

---

別表中第七三号を第七二号の四とし、同号の次に次の二号を加える。

---

七二の五

関稅暫定措置法施行令第三十条第一項（特定の国から輸出された物品を原料又は材料と

---



---

する特惠受益国原産品についての証明）（同条第三項において準用する場合を含む。）  
の規定による書類の添付

---

七三  
関税暫定措置法施行令第三十一条第三項（特惠対象物品の本邦への運送）の規定による  
書類の提出

---

別表第七三号の二中「第十五項若しくは第十七項」を「若しくは第十五項」に改め、同表中第七三号  
の四を第七三号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

---

七三の七  
関税暫定措置法施行令第三十九条第一項（承認小売業者の承認申請手続等）の規定によ  
る申請書の提出

---

別表中第七三号の三を第七三号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

---

七三の五  
関税暫定措置法施行令第三十三条の九第一項（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の  
手続）の規定による届出書の提出

---

別表第七三号の二の次に次の一号を加える。

---

七三の三  
関税暫定措置法施行令第三十三条の四第一項（製造工場の承認申請手続）の規定による

---

申請書の提出又は同条第二項の規定による図面の添付

別表第七四号中「第三条第一項ただし書」を「第三条第一項」に改め、「による」の下に「関税割当証明書」の提出又は同項ただし書の規定による」を加え、同表第七五号中「第三条第一項ただし書」を「第三条第一項」に改め、「による」の下に「関税割当証明書の提出又は同項ただし書の規定による」を加え、同表第九二号の三中「（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手續）」を削り、同表中第一〇一号を第一〇二号とし、第一〇〇号を第一〇一号とし、第九九号の次に次の一号を加える。

一〇〇	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十五号）第三条第四項（関税の免除手続）の規定による証明書の提出又は契約書の写し若しくは書類の添付
-----	---

（相殺関税に関する政令の一部改正）

第十条 相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「構成員の本邦」を「構成員である当該生産者の当該貨物の本邦」に改め、同条

第二項中「により」の下に「同条第一項の」を加え、「生産者は」を「生産者及び当該生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高は」に、「に掲げる本邦の生産者」を「の本邦の生産者及び総生産高」に改め、「輸入貨物と同種の」を削り、「に掲げる構成員」を「の従事する者」に改める。

（不当廉売関税に関する政令の一部改正）

第十一条 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「構成員の本邦」を「構成員である当該生産者の当該貨物の本邦」に改め、同条第二項中「により」の下に「同条第一項の」を加え、「生産者は」を「生産者及び当該生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高は」に、「に掲げる本邦の生産者」を「の本邦の生産者及び総生産高」に改め、「輸入貨物と同種の」を削り、「に掲げる構成員」を「の従事する者」に改める。

（関稅定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う關係政令の整備に関する政令の一部改正）

第十二条 関稅定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う關係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条のうち租稅特別措置法施行令第四十八条の九第七項第五号、第四十八条の十第四項第五号及び第

四十八条の十一第四項第五号の改正規定中「第四十八条の九第七項第五号」を「第四十八条の九第六項第五号」に改める。

第九条のうち、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四〇号の二の改正規定中「又は同条第四項」を「同条第四項」に改め、「削り」の下に「同条第五項」を「同条第三項」に改めを加え、同表第六四号の五の改正規定中「同表第六四号の五」を「同表第六四号の七」に改める。

(関税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第十三条 関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号。附則第四条において「平成二十九年改正令」という。）の一部を次のように改正する。

第一条のうち関税法施行令第四条の三の改正規定中「を適用しない貨物」及び「を削る」。

第五条のうち、関税暫定措置法施行令第十四条の改正規定中「、第十八条及び第十九条」を「及び第十八条」に「を削り、「同表第一三項」を「同表の」に、「別表第一の六第一三項」を「別表第一の六の」に、「この項において」を「この項及び次項において」を「及び第四項」を「次項及び第五項」に

、「同条第二項を同条第三項とし、同条第一項」を「同条第四項中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「オーストラリア協定」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項」に改め、同令第十九条の改正規定中「同表第一三項」を「同表の」に、「別表第一の六第一三項」を「別表第一の六の」に改め、同令第三章の二中第十九条の二を第十九条とし、同条の次に六条を加える改正規定中「関税率法」の下に「（明治四十三年法律第五十四号）を加え、「関税率表第〇二〇三・一一号の二」を「同法別表（以下「関税率表」という。）第〇二〇三・一一号の二」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第二十条第一項第一号中「関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）」を「関税率表」に改める。

第五条のうち、関税暫定措置法施行令第二十一条ただし書の改正規定中「「法第八条第一項」を「同項」に改め、「及び「この条、第二十三条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十二条第一項第十七号において」を削り、同令第二十五条の改正規定中「第六号」を「第五号」に、「同項第七号」を「同項第六号」に、「同項第八号」を「同項第七号」に改め、同令第三十三条の改正規

定中「同条第二項第三号」を「同条第二項第二号」に、「同条第十六項」を「同条第十四項」に改める。

第六条のうち電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表中第七三号の四を第七三号の五とし、第七三号の三を第七三号の四とし、第七三号の二を第七三号の三とし、第七三号の次に一号を加える改正規定中「第七三号の四を第七三号の五とし、第七三号の三を第七三号の四とし、第七三号の二を第七三号の三とし」を「第七三号の七を第七三号の八とし、第七三号の二から第七三号の六までを一号ずつ繰り下げ」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中関税法施行令第十三条第二項第二号の改正規定、同令第十四条第三項の改正規定、同令第十条の改正規定、同令第十六条の三を同令第十六条の四とし、同令第十六条の二を同令第十六条の三とし、同令第十六条の次に一条を加える改正規定、同令第十八条の二（見出しを含む。）の改正規定及び

同令第二十三条第一項の改正規定並びに第九条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第七号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同表第一二号の改正規定及び同表第一七号の改正規定並びに次条の規定 平成二十九年六月一日

二 第二条中関税率法施行令第五十六条から第五十六条の四までの改正規定並びに第九条のうち、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号トの改正規定（「第七三号」を「第七二号の四」に改める部分に限る。）、「同令別表第四号の次に一号を加える改正規定、同表第四二号の改正規定、同表第四九号の二の次に二号を加える改正規定、同表第五三号の三の改正規定、同表第五五号の改正規定（「（原産地証明書を除く。）」及び「（認定輸出者原産地証明書に限る。）」を削り、「運送要件証明書の提出」の下に「、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第五項の規定による締約国品目証明書の提出」を加える部分に限る。）、「同表第五六号の二の改正規定、同表第七二号の二の次に一号を加える改正規定、同表中第七三号を第七二号の四とし、同号の次に二号を加える改正規定、同表第七四号の改正規定、同表第七五号の改正規定及び同表中第一〇一号を第一〇二号とし、第一〇〇号を第一〇一号とし、第九九号の次に一号を加える改正規定 平成二

十九年十月八日

- 三 第一条中関税法施行令目次の改正規定、同令第二十五条第一号の改正規定、同令第六十四条の二第一号及び第二号の改正規定、同令第九十五条の改正規定、同令第九十七条を削る改正規定、同令第九十六条（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第九十七条とする改正規定、同令第九十五条の次に一条を加える改正規定、同令第九十八条（見出しを含む。）の改正規定、同令第九十九条及び第一百条の改正規定、同令第一百二条を削る改正規定、同令第一百三（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第一百四条とする改正規定、同令第一百一条（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第一百二条とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令第一百条の次に一条を加える改正規定並びに第五条の規定並びに附則第三条の規定 平成三十年四月一日
- 四 第一条中関税法施行令第六十四条の二第四号の改正規定 関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十三号。次号及び附則第三条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

- 五 第一条中関税法施行令第十三条の改正規定（同条第二項第二号の改正規定を除く。）、同令第十三条



の二の改正規定、同令第十四条第九項の改正規定、同令第十八条の改正規定及び同令第五十五条の三の改正規定並びに第九条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四号の改正規定及び同表第八号の改正規定（「届出」の下に「若しくは書面の提出」を加える部分を除く。） 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 平成二十九年六月一日から前条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の関税法施行令（以下この条において「新関税法施行令」という。）第十六条第五項、第十六条の二第四項及び第十八条の二第十一項の規定の適用については、新関税法施行令第十六条第五項中「第十七条第四項」とあるのは「第十七条第四項前段」と、新関税法施行令第十六条の二第四項中「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二第三項前段」と、新関税法施行令第十八条の二第十一項中「第二十條の二第六項」とあるのは「第二十條の二第六項前段」とする。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第五条の規定による改正後の国の債権の管理等に関する法律施行令第三条（第二号に係る部分に限

る。)の規定の適用については、改正法第二条の規定による改正前の関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第三百三十八条第一項の規定による通告処分に基づき納付する金額に係る徴収金は、改正法第二条の規定による改正後の関税法第四百六十六条第一項の規定による通告処分に基づき納付する金額に係る徴収金とみなす。

(調整規定)

第四条 平成二十九年改正令の施行の日が平成二十九年十月八日後となる場合には、第九条のうち、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四二号の改正規定中「同号イ(1)に規定する権限ある当局の認定を受けた者が証明した書類(以下「認定輸出者原産地証明書」とあるのは「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第三十九条(b)、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定附属書二第十五条(b)又は経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第五十三条(b)に規定する原産地申告(以下「原産地申告」と、同表第五三号の三の改正規定、第五五号の改正規定及び第五六号の二の改正規定中「認定輸出者原産地証明書」とあるのは「原産地申告」と、同表第七五号の改正規定中「第三条第一項ただし書」とあるのは「第二条第一項た

だし書」と、「第三条第一項」とあるのは「第二条第一項」と、附則第一条第二号中「認定輸出者原産地証明書」とあるのは「原産地申告」とする。

2 前項の場合において、平成二十九年改正令第六条のうち、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四二号、第五三号の三、第五五号及び第五六号の二の改正規定中「別表第四二号中「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第三十九条(b)、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定附属書二第十五条(b)又は経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第五十三条(b)に規定する原産地申告（以下「原産地申告」を「同号イ(1)に規定する権限ある当局の認定を受けた者が証明した書類（以下「認定輸出者原産地証明書」に改め、同表第五三号の三」とあるのは「別表第五三号の三」と、「中「原産地申告」を「認定輸出者原産地証明書」に、「とあるのは「中」と、同表第七五号の改正規定中「第二条第一項ただし書」とあるのは「第二条第一項」と、「第三条第一項ただし書」とあるのは「第三条第一項」とする。